



HINATAO ENERGY
ヒナタオ エナジー

重要事項説明書（電気）

株式会社ヒナタオエナジー
〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

本書面は、お客さまが株式会社ヒナタオエナジー（以下「当社」）に電気需給契約をお申し込み頂くにあたり、お客さまと当社との電気需給契約に関する重要な事項および注意が必要な事項を説明するものです。これに関連する、電気需給約款、サービスや料金の詳細は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）に掲載していますので、本書と併せまして、必ずご確認ください。

●ヒナタオでんきの提供について

- ・ 当社は、東京ガス株式会社（以下「東京ガス」）（小売電気事業者登録番号：A0064、住所：〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20）と取次委託契約を締結し、東京ガスの取次店として、東京ガスが供給する電気を販売致します。
- ・ ヒナタオでんきの各契約種別に関する適用条件、割引制度、料金、設置確認、解約その他詳細は、当社が定める「電気需給約款」、「料金メニュー定義書」および「付帯メニュー定義書」（以下、「電気需給約款」、「料金メニュー定義書」および「付帯メニュー定義書」をまとめて「約款」）に定める通りです。

●お申し込みについて

<お申し込み方法>

本契約は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）によりお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約されるまで継続します。

<他の小売電気事業者から当社への切替時の注意点>

- ・ 現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）から当社へ契約を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは原則不要です。
- ・ 現電力会社から切り替えて当社とご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・ お客さまの都合により当社への電気の切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによる電気の需給開始希望日より前に当社にその旨を申し出てください。
- ・ 現電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される方については、当社窓口（support@hinatao.co.jp）までお問い合わせください。

●電気の供給開始予定日

<他社からの電気の契約の切り替えの場合（※需給開始希望日は指定できません）>

- スマートメーター未設置の場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日
- スマートメーター設置済みの場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

<お引越し（転入）の場合>

原則としてお客さまが希望した日

●供給電圧および周波数

- ・ 当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。（供給電圧 100V／200V／100V および 200V）
- ・ 周波数は 50Hz とします。

●契約電流、契約容量について

契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。

- 他社からの電気の契約の切替えの場合：原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
- お引越し（転入）の場合：原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。

●電気のご使用量の計量や電気料金の計算方法

<電気の検針および使用期間>

- ・ 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- ・ 月ごとの電気の計量日（もしくは検針日）は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- ・ 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行なったものとします。
- ・ 当月の電気の使用期間は、前月の電気の計量日（一般送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。）から当月の電気の計量日の前日までの期間とし、この期間の使用電力量（以下「当月の使用電力量」といいます。）をもとに、電気料金を計算します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間を、電気需給契約を解約した場合は、直前の電気の計量日から解約日の前日までの期間を電気の使用期間とします。

<料金調定の方法>

- ・ 当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金は、基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を加えたものといたします。具体的には、電気需給約款「電気料金メニュー定義書」（<https://www.hinatao.co.jp/terms/index.html>）をご参照ください。
- ・ 当社は、お客さまが電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合は、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

<電気料金の請求時期>

- ・ 電気料金の請求は、電気の計量日以降、当社にて請求が可能となった日以降すみやかにいきます。また、その請求額を当社ウェブサイトの情報提供サービス「マイページ」にてお客さまに掲載することで、請求いたします。
- ・ 電気料金は、複数月まとめて請求することがあります。

●電気料金等のお支払い方法

- ・ 毎月の電気料金については当社指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。
- ・ 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

●その他需給に関わる費用

- ・ 需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り、算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払方法については別途当社からご案内します。
- ・ その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様にお客さまへ請求します。

●電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（詳細は、下記「お客さまの電気の使用の制限もしくは中止」に記載）
- ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ④ お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

●当社からの契約の変更及び解約

- ・ 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正、社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ変更する旨および変更後の約款の内容ならびに変更の効力発生日を、当社指定のウェブサイトにて一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ・ 約款の変更に伴い、次項目に規定する場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を使用する方法にて行うものとします。
- ・ 約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- ・ お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。その場合、原則として解約となる期日の 15 日前までに、その旨をお客さまにお知らせします。

- ・ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。その場合、原則として解約となる期日の 15 日前までに、その旨をお客さまにお知らせします。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を終了することがあります。
- ・ 上記の場合において、本契約の終了後、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が止まるおそれがありますので、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、供給義務を負う電気事業者に供給申し込みをしていただく必要があります。

●お客さまからのお申し出による契約の変更及び解約

- ・ お客さまからのお申し出により契約の解約を希望される場合は、その解約を希望する日の 10 営業日前までに当社ウェブサイトよりご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
- ・ 契約内容の変更については、当社ウェブサイトよりご連絡ください。
- ・ 料金プランや契約容量の変更お申し込みがあった場合は、原則、当社がお客さまからのお申し込みを承諾した翌々月の検針日からご希望の料金プランや契約容量の基本料金を適用いたします。
- ・ やむを得ない場合を除き、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。

●お客さまの電気の使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、一般送配電事業者の都合等により、供給期間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ① 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ② 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
- ④ 非常変災の場合

●その他

- ・ 不払い等により契約解除となったお客さまにつきましては、契約締結をお断りする場合がございます。
- ・ お客さまの都合により契約解除された後、解約後 1 年未満のお客さまに対して、契約締結をお断りする場合がございます。
- ・ 契約形態に不審な点がある場合、当社からお客さま情報を確認させて頂くこと、また契約締結をお断り又解除させて頂く場合がございます。
- ・ 電気需給約款・サービス内容・キャンペーン情報等は変更されることがあります。最新情報は当社ウェブサイト等でご確認ください。
- ・ 本説明に記載のない事項については、約款をご確認ください。

●個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業及びこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。また、取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告配信等のために利用いたします。その他個人情報の取り扱いについては、当社ウエ

サイトの「個人情報の取り扱いについて」(https://www.hinatao.co.jp/privacy_policy/index.html)をご確認ください。

●お問い合わせ先

- 当社お問い合わせ先：ヒナタオエナジー窓口

メールアドレス support@hinatao.co.jp

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および当社休業日を除く）

- 小売電気事業者お問い合わせ先：東京ガスお客さまセンター

電話番号 0570-002239（ナビダイヤル）（IP電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787）

受付時間 月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00

●クーリング・オフについて

・ 当社ウェブサイトにより、契約のお申し込みを行って契約を締結した日から起算して8日を経過する日までの間に限り、当社への電子メールによる連絡により、以下のクーリング・オフの効力が発生します。なお、当社がお客さまからの電子メールを受領した日を受領日とさせていただきます。お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは

- ① 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② 既にご使用になられた電気にかかわる料金、その他電気需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払いを請求されることはありません。
- ③ 電気需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
- ④ 既に電気需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。

・ 電子メール送信先：support@hinatao.co.jp

・ メール記載内容：① お客さまの氏名、住所、電話番号、② ご契約日、③ ご契約の料金メニュー名、④ 「②の日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」



重要事項説明書（ガス）

株式会社ヒナタオエナジー

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

本書面は、お客さまが株式会社ヒナタオエナジー（以下「当社」）にガス需給契約を申し込み頂くにあたり、お客さまと当社とのガス需給契約に関する重要な事項および注意が必要な事項を説明するものです。これに関連する、ガス基本約款、サービスや料金の詳細は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）に掲載していますので、本書と併せて、必ずご確認ください。

■ヒナタオガスの提供について

- ・当社は、東京ガス株式会社（以下、「東京ガス」）（ガス小売事業者登録番号：A0020、所在地：東京都港区海岸 1-5-20）との取次委託契約に基づき、東京ガスの取次店として、東京ガスが供給するガスを販売致します。
- ・ヒナタオガスの各契約種別に関する適用条件、料金、設置確認、解約その他詳細は、当社が定める「ガス基本約款」および「ガス料金メニュー定義書」（以下、ガス基本約款とガス料金メニュー定義書をまとめて「約款」）、一般ガス導管業者（東京ガス）が別途定める託送供給約款、ガス工事約款に定める通りです。

■お申し込みについて

- ・本契約は、当社ウェブサイト（<https://www.hinatao.co.jp/index.html>）によりお客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立し、お客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、本契約は継続します。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、他の事業者への解約連絡については当社から一般ガス導管事業者（東京ガス）へ連携して、一般ガス導管事業者（東京ガス）が代行して行います。ヒナタオガスサービス開始とともに現在お客さまが契約されている他の事業者とのガスの契約は解約されます。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、ご使用のガス機器や条件によってはガス料金が高くなる場合や、付随するサービス提供を受けられなくなる場合があります。また、他の事業者が提供する料金メニューや割引制度、サービス等への再契約ができなくなる場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
- ・他の事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。他の事業者との契約内容をご確認ください。
- ・お客さまの都合により当社へのガスの切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによるガスの使用開始希望日より前に当社にその旨を申し出ていただく必要があります。
- ・お客さまと当社のこれまでの契約状況等により、お客さまのお申し込みを承諾できないことがあります（短期解約後1年以内のお申し込みを含む）。

■ガスの供給開始予定日

- ・新たにガスの使用を開始する場合は、原則として、ガスの使用開始を希望する日を供給開始予定日とします。
- ・他の事業者からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、原則として、一般ガス導管事業者（東京ガス）との託送供給契約成立等所定のお手続きが完了した日以降に到来する最初の定例検針日の翌日を供給開始予定日とします。

■供給圧力や熱量など

- ・当社は、次に規定する圧力、燃焼性および熱量のガスを供給いたします。

<供給圧力> 最高圧力：2.5 kPa、最低圧力：1.0 kPa

<ガスグループ> 13A

<供給熱量> 標準熱量：45 MJ、最低熱量：44 MJ

■ガスご使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・前回の検針日（東京ガスがあらかじめ定めた毎月1度の検針を行う日）の翌日から今回の検針日までの期間を1か月（以下、「料金算定期間」）とし、その間のガスご使用量（一般ガス導管業者（東京ガス）が計量した値）に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。ガス料金の詳細は約款（<https://www.hinatao.co.jp/terms/index.html>）をご参照下さい。
- ・ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。
- ・新たなガスの使用開始や解約等により料金算定期間が29日以下または36日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。・ガス料金の請求は、ガスの検針日以降、当社にて請求が可能となった日以降すみやかに行います。また、その請求額を当社ウェブサイトの情報提供サービス「マイページ」にてお客さまに掲載することで、請求いたします。
- ・ガス料金は、複数月まとめて請求することがあります。

■ガス料金のお支払い方法

- ・お支払い方法は当社指定のクレジットカードにてお支払いいただけます。

■その他供給に関わる費用

- ・ガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまよりガス工事約款に基づき、一般ガス導管業者（東京ガス）にガス工事をお申し込みいただけます。この場合、当該ガス工事にかかる費用はお客さま負担となり、一般ガス導管業者（東京ガス）に対し、直接お支払いいただけます。
- ・ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ガスメーターは除く）、ならびにお客さまのために設置されるガス遮断装置および整圧器（以下、それらを総称して「ガス設備」）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただけます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、ガス設備について工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただけます。
- ・お客さまのガス使用またはガス工事の申込みに伴い、本支管および整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）について延長工事または入れ替え工事を行う場合、ガス工事約款に定める差額が生じるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものをお客さまにご負担していただけます。支払方法等詳細については、ガス工事約款（[construction-yakkan.tg-gas.com](https://www.construction-yakkan.tg-gas.com)）をご参照ください。

■ガスの供給および保安に関するお客さまへのご協力をお願い

- ・ガスの供給にあたり、一般ガス導管事業者（東京ガス）が定める託送供給約款に規定された以下の事項にご協力いただけます。詳しくは、託送供給約款（[transport-yakkan.tg-gas.com](https://www.transport-yakkan.tg-gas.com)）をご参照ください。
- ・お客さまは、東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただけます。
- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせて

- ・いただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ・ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、または一般ガス導管事業者（東京ガス）に通知していただきます。この場合、または一般ガス導管事業者（東京ガス）は、ただちに適切な処置をとります。
- ・ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者（東京ガス）に通知していただきます。
- ・ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者（東京ガス）所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- ・お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者（東京ガス）に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。

■ 供給または使用の制限等

- ・東京ガスまたは一般ガス導管事業者（東京ガス）は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給上必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまにご使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

■ 供給施設の保安責任

- ・ガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設（内管およびガス栓等）についてはお客さまの責任において管理していただきます。
- ・一般ガス導管事業者（東京ガス）は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者（東京ガス）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者（東京ガス）は賠償の責任を負いません。

■ 当社からの契約の変更および解約

- ・他の事業者の料金が改定された場合や、託送供給約款や関係法令等の改正および社会的経済的な影響等、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- ・約款を変更する場合（次項目に規定する場合を除く）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、ガス事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、これを行わないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・新たなガス料金をご承諾いただけない場合、新たな約款の適用開始日の 10 営業日前までに当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- ・解約のお申し出が上記期限まででない場合は、約款の変更をご承諾いただけたものとみなします。

- ・お客さまと当社のこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・その他、支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが本契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を解約することがあります。
- ・当社は原則として解約となる期日の 15 日程度前および 5 日程度前までに、その旨をお客さまにお知らせします。

■ お客さまからの解約・変更の方法

- ・他の事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の事業者へお申し込みください。
- ・お引越等、上記以外の理由による解約を希望される場合は、当社ウェブサイトより、ガスの供給停止を希望される日の 10 営業日前までに当社にお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。なお、お申し出を 10 営業日前までに頂いていない場合であって、東京ガスとの契約終了のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生したガス料金はお客さま負担となる場合がございます。
- ・契約内容の変更については、当社ウェブサイトよりご連絡ください。

■ オプションサービスの提供

- ・東京ガスはヒナタオガスのお客さまに対し、東京ガスまたは東京ガスが委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、東京ガスが別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容（適用条件・適用期間等）については、その変更や中止なども含めて東京ガスのホームページ等でお知らせしますので、東京ガスへお問い合わせください。
- ・東京ガスの提供するサービス等のうち、ガス料金との合算による請求対象のもの（見守りサービスや警報器リース等）に加入中であり、当該サービス等の支払方法がヒナタオガスと同一の場合、東京ガスが別途定める当該サービス等ご利用規定の記載に関わらず、サービス料金等はヒナタオガス料金と合算にてヒナタオエナジーに支払うものとします。また、支払期日・支払い方法等はヒナタオエナジーのガス料金と同様とします。

■ その他

- ・不払い等により契約解除となったお客さまにつきましては、契約締結をお断りする場合があります。
- ・お客さまの都合により契約解除された後、解約後 1 年未満のお客さまに対して、契約締結をお断りする場合があります。
- ・契約形態に不審な点がある場合、当社からお客さま情報を確認させて頂くこと、また契約締結をお断り又解除させて頂く場合があります。
- ・その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
- ・約款・サービス内容・キャンペーン情報等は変更されることがあります。最新情報は当社ウェブサイト等でご確認ください。
- ・本説明に記載のない事項については、約款、託送供給約款およびガス工事約款をご確認ください。

■ 個人情報の取り扱いについて

- ・当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業及びこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせのために利用いたします。また、取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、

趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告配信等のために利用いたします。その他個人情報の取り扱いについては、当社ウェブサイトの「個人情報の取り扱いについて」(https://www.hinatao.co.jp/privacy_policy/index.html)をご確認ください。

■お問い合わせ先

- 当社お問い合わせ先：ヒナタオエナジー窓口
メールアドレス support@hinatao.co.jp
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および当社休業日を除く）
- ガス小売事業者：東京ガスお客さまセンター 電話番号 0570-002239（ナビダイヤル）
（IP電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787）
受付時間 月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00

■クーリング・オフについて

・当社ウェブサイトにより、契約のお申し込みを行って契約を締結した日から起算して 8 日を経過する日までの間に限り、当社への電子メールによる連絡により、以下のクーリング・オフの効力が発生します。なお、当社がお客さまからの電子メールを受領した日を受領日とさせていただきます。お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは

- ① 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- ② 既にご使用になられたガスにかかわる料金、その他ガス需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払いを請求されることはありません。
- ③ ガス需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
- ④ 既にガス需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。

・電子メール送信先：support@hinatao.co.jp

・メール記載内容：① お客さまの氏名、住所、電話番号、② ご契約日、③ ご契約の料金メニュー名、④ 「②の日付の申込みを撤回します。または本契約を解除します。」